歯学部第1学年学生の「障害」のとらえ方 佐藤 紀子

Perceptions of disability by freshmen dentistry students

Noriko Sato

Abstract

The "realization of an inclusive society" is one of the legacies of the Tokyo 2020 Olympic and Paralympic Games. It is important for people to understand the social model of disability to achieve an inclusive society. The social model of disability refers to the restrictions on people with disabilities based on interactions associated with medical impairments and various barriers set by the society. However, the current society does not consider people with diverse needs or disabilities.

As the popularity of the social model receives more attention these days, this study focused on the perceptions of disability by freshmen dentistry students. Students taking a "Lifelong Sports" course in the first semester of 2021 at a dental school in Tokyo were asked to define disabilities. The responses of 132 students were analyzed by classifying them into three groups (the individual model, the social model, and others) and by separating the responses of each group by context. Eighty-five students (64.4%) wrote about the individual model. Further analysis showed those responses could be categorized as impairments, limitations of activities, comparisons with able-bodied persons, and so on. Conversely, only two students (1.5%) referred to the social model.

Clearly the social model of disability is not predominant among students. It is necessary to develop educational content and methods to promote understanding of the social model to enhance human resources that can contribute to the realization of an inclusive society.

Key words: 障害の社会モデル、個人モデル、social model of disability, individual model of disability

1. 研究の背景と目的

2021年,新型コロナウイルス感染症拡大の影響により1年の延期を経て、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会(以下、東京2020大会)が開催された。大会が終了した今、東京そして、日本にどのような「レガシー」が残るのか注目される。

レガシーとは、「オリンピック・パラリンピック競技大会等の開催により開催都市や開催国

が、長期にわたり継承・享受できる、大会の社会的・経済的・文化的恩恵のこと」(東京都オリンピック・パラリンピック準備局、2021a)である。東京2020大会では「共生社会の実現」をレガシーの一つとして掲げている(東京都オリンピック・パラリンピック準備局、2021b)。

東京2020大会を契機とした共生社会の実現に向けた方針が記された「ユニバーサルデザイン2020行動計画(以下,UD2020行動計画)」の中

日本大学歯学部 健康科学分野 〒101-8310 東京都千代田区神田駿河台 1 - 8 -13

(受理: 2021年9月14日)

Department of Health and Sports Science, Nihon University School of Dentistry

1-8-13 Kanda-Surugadai, Chiyoda-ku, Tokyo 101-8310, Japan

で、共生社会は以下のように説明されている。

我々は、障害の有無にかかわらず、女性も 男性も、高齢者も若者も、すべての人がお 互いの人権や尊厳を大切にし支え合い、誰 もが生き生きとした人生を享受することの できる共生社会を実現することを目指して いる。この共生社会は、様々な状況や状態 の人々がすべて分け隔てなく包摂され、障 害のある人もない人も、支え手側と受け手 側に分かれることなく共に支え合い、多様 な個人の能力が発揮されている活力ある社 会である。(ユニバーサルデザイン2020関 係閣僚会議、2020)

共生社会,特に障害のある人とない人の共生社会の実現のためには,2006年,第61回国連総会において採択された「障害者の権利に関する条約」(以下,障害者権利条約)の理念を踏まえ,すべての人々が,障害のある人に対する差別(不当な差別的取り扱い及び合理的配慮の不提供)を行わないよう徹底していくことが必要である。その上で,「障害の社会モデル」をすべての人が理解し,それを自らの意識に反映させ,具体的な行動を変えていくことで,社会全体の人々の心の在り方を変えていくことが重要である,とUD2020行動計画の中で述べられている。

「障害の社会モデル」の考え方は、障害者権 利条約に以下のように示されている。

障害が発展する概念であることを認め、また、障害が、機能障害を有する者とこれらの者に対する態度及び環境による障壁との間の相互作用であって、これらの者が他の者との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加することを妨げるものによって生ずることを認め、(外務省、2019)

日本は2007年に障害者権利条約に署名したが、当時の日本の国内法は条約の精神とはかけ離れたものであったため、まずは国内法を整備し、障害者制度を充実させた後、2014年に条約を批准した(内閣府、2021a)。

障害者権利条約の趣旨を踏まえて、2011年に「障害者基本法」が改正されている。第二条の障害者の定義は、改正前には「身体障害、知的障害又は精神障害があるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者」とされていたが、改正後には「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」になった。

これは「障害者が受ける制限は機能障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずる」とする「社会モデル」の考え方を踏まえた上での改正である(内閣府、2012)。

ここでの「モデル」とは、原因と結果の説明のことであり、「障害のモデル」とは、何が原因となって、どんな結果が障害として起こっているのかという障害の原因と結果についての説明のことである(久野、2018)。

障害は社会が作り出しているという考え方の「社会モデル」は、従来の「医学モデル」に対する考え方として生まれてきたものである。「医学モデル」とは、障害は病気や外傷等から生じる個人の問題であり、医療を必要とするものである(外務省、2018)という考え方である。近年では、医学モデルは、その概念をさらに広くとらえて「個人モデル」と呼ばれるようになっている。

久野は、社会モデルと個人モデルを比較する際には、日本で一般的に「障害」という言葉でひとくくりにされがちな概念を「障害 (disability)」と「機能障害 (impairment)」という二つの異

なる概念に分けて考えることが重要であるとしている。「機能障害」とは個人の心身の機能的な側面を指す概念であり、「障害」とは障害者が直面させられている差別や不平等、排除や参加の制約などの社会的側面を指す概念である。社会モデルも個人モデルも、機能障害と障害の双方の課題があることは認めている。その上で、障害の二つのモデルが異なるポイントは、次の3つの点にあると久野は指摘している。

①障害の原因と結果の説明 (機能障害と障害の 関係の説明)

個人モデルでは、機能障害が原因で障害が結果である。一方、社会モデルでは、機能障害と 障害の間には原因と結果という関係性はない。

②"正常"と多様性をめぐる視点注

個人モデルでは、人間は"正常"という概念で表される一定の心身機能を持つことが望ましいとされる。社会モデルでは、人間は多様であると理解される。

③解決の方法 (個人の解決か社会の解決か)

個人モデルでは、ある一定の心身の機能を保持していないことが、様々な課題(障害)を引き起こす原因だとみなされ、心身機能の改善が優先的な解決策となる。その一方で、社会モデルでは、人間の多様性が考慮されず、ある一定の心身の状態の人しか参加できない社会の構造が障害の原因だとみなされ、多様性を受け入れるインクルーシブな共生社会の形成が解決策となる。

障害を社会モデルとしてとらえる考え方が求められている中で、将来医療に関わる学生も社会の一員として共生社会に貢献していくためには、社会モデルについて理解することが不可欠である。そこで、N大学歯学部に在学する第1学年の学生が、障害をどのようにとらえているのかを把握し、社会モデル理解に必要な教育内容および方法について検討するための基礎的な資料を得ることを本研究の目的とする。

2. 方法

2.1. 調査対象. 調査時期および調査手続き

本研究では、2021年度前期N大学歯学部において開講された「生涯スポーツ」を受講した第1学年学生を調査対象とした。

「生涯スポーツ」は、第1学年前期に開講される体育実技である。生涯にわたり運動・スポーツを継続して実践する態度を身に付けるために、その重要性を認識すること、多様なニーズのある人々のスポーツについて学び、共生社会の実現に寄与できるようになることを主な学修到達目標としている。学修項目は大きく「生涯スポーツへの導入」と「アダプテッド・スポーツ」に分かれており、「アダプテッド・スポーツ」の中で、障害のモデルを扱っている。

調査は「生涯スポーツへの導入」の項目終了後、「アダプテッド・スポーツ」項目に移行する前の第8回授業後(2021年5月)に実施された。「アダプテッド・スポーツ」項目の中で、障害のある人のスポーツや障害のモデルを扱うことについては、ガイダンス時に授業概要が説明されているとともに、シラバスが公開されており、学生は事前に把握している。回答はGoogle Forms を用いてオンラインにて収集した。

回答内容の研究利用について個人情報保護に関する内容を口頭で説明し、承諾を得た学生132名の回答を分析対象とした。調査対象者の回答については、氏名や学生番号等の個人情報を削除し、新たな番号を付した。

2.2. 調査内容

第8回授業終了後のGoogle Formsを用いた授業後課題の中に、『次週からの内容に先立っての質問です。「障害とは何ですか?」正解・不正解はありません。インターネットで検索する必要もありません。この問いに対して、頭に浮かんだ内容を自分の言葉で書いて下さい。』という問いを設けた。

2.3. 分析方法

学生の回答を、その内容から個人モデルと社会モデルに分け、書かれた文章のみからはそのどちらにも区分できない「その他」の3グループに分類した。その後、回答の多かった個人モデルのグループの中で、さらに内容を分析し、サブグループに分類した。

3. 結果と考察

3.1. 3 グループへの分類

学生の回答をその内容から、個人モデル、社会モデル、その他の3つのグループに分類した。なお、学生の回答については、誤字・脱字と思われる部分を修正せず、そのまま引用した。

①個人モデル

「一般的な身体的、心理的機能が損なわれている事」といった機能障害について書かれた回答、「人が普通にできることができないこと」といった正常でないことについて書かれた回答を個人モデルとした。また、「援助を必要とすること」といった回答も、社会が変わらずとも、誰かがその人を手助けすることで解決できる、つまり障害の解決は個人の問題であると考え、個人モデルとした。その結果、個人モデルととらえられる内容を書いた学生は132名中85名(64.4%)であった。

②社会モデル

障害は社会が作り出しており、個人の問題ではなく、社会が解決すべきであるという点に言及した学生は2名(1.5%)のみであった。「自分のやりたいことが、自らに責が無いのにもかかわらず思うようにできない場合は、程度の差はあれど障害と言えると考える。」という回答は、障害の解決を個人の問題としていない点で、社会モデルであると判断した。「障害とは、生活する上での、物事を達成するために妨げとなるものである。医療的には、身体に欠損や不

治の疾患、精神の疾患を抱えた者は障害を抱えているという。だが、障害は一種の特性であり、本人が被り得る不利益は、本人の問題ではなく、不利益を生じさせてしまう社会、環境に問題がある。社会環境が障害者に不利益を生じさせないために、さまざまな対策が講じられているが、依然理想とはかけ離れた状況である。」この回答は、機能障害と障害の違いを理解しており、障害の解決は社会にあると明確に述べている。

③その他

「普段の生活をする時に支障が出ること」「生活に何らかの悪影響を及ぼすファクター。自身の QOL が低下してしまうような要因。」という回答は、どちらのモデルにも分類されないと判断した。「機能障害があるから普段の生活をする時に支障が出る」「社会が作り出した障壁によって普段の生活をする時に支障が出る」というように、その原因が機能障害にあるのか、社会にあるのかどちらともとらえられる内容である。このように個人モデル、社会モデルのどちらともとらえられる回答を書いた学生は18名(13.6%)であった。

「自分が進みたい道に壁となって立ち塞がるもの。邪魔となるもの。」「物事を妨げるもののこと」という回答は一見、社会モデルのようにも思われるが、障害者、障害のある人を想定した回答とは言えない。また、機能障害やdisabilityとしての障害に言及したものとも判断できず、障害物、障壁といったobstacleに関する内容だと判断した。このような内容を書いた学生は、27名(20.5%)であった。調査の段階で「障害とは何か?」という問いに対して、頭に浮かんだ内容を書くように伝えたため、深く考えずに障害という言葉の辞書的な内容を書いた学生もいたと考えられる。「障害者」のことを念頭に「障害とは何か」説明するように求めた場合、その回答に変化が生まれた可能性は

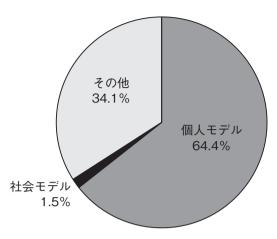


図 グループ別回答の割合

ある。

これらの回答は、個人モデル、社会モデルにも分類できないものとして、その他とした。

図に3グループの回答の割合を示した。障害を社会モデルという視点でとらえた回答は1.5%であった。個人モデルとして障害をとらえている回答が6割を超え、どちらにも分類できない回答と合わせると98.5%を占めていた。この結果から、障害の社会モデルの考え方は歯学部第1学年学生の間に浸透していないといえる。

3.2. 個人モデルの中での分類

個人モデルに分類された学生85名の回答をさらに、その内容から7つのサブグループに分類した。表に分類と回答数(割合)、回答例を示した。

①機能障害

「障がいとは身体の一部を失っている,あるいは機能しないことをいう」といった心身の機能や構造の障害を示している内容を「機能障害」とした。

②機能障害→活動制限

「何らかの身体機能が上手く働かずに日常生活に影響を及ぼしてしまう事」といった。その

機能障害を原因として起こる活動制限や不自由 について言及している内容を「機能障害→活動 制限 | とした。

③機能障害→健常者との比較

「日常生活が健常な人に比べ制限される様々な身体的,知的,精神的な条件」「健常な体の状態に比べて,ある器官で著しく発達が遅れる,またはその器官が存在しないなどして,健常者ならできるような運動や,事柄が出来ないという状態」といった機能障害を原因とした活動制限があり,健常者よりも困難が多いことについて書かれた内容を「機能障害→健常者との比較」とした。また活動制限については触れていないが,機能障害を原因として健常者との間に生まれる差について書かれた内容もここに分類した。

④健常者との比較

「一般的な生活を送る上で正常な人よりも困難なことがある場合に『障害がある』と判断されると思う。」「他人とは違い劣った体を持っていること」と、機能障害を原因とはせずに、健常者との比較によって困難が多い、劣っているといった回答を「健常者との比較」とした。

⑤活動制限(不自由)

「日常生活に支障がでるほど不自由がある

表	個人モデルの回答分類

分類	回答数(%)	回答例
①機能障害	20 (23.5)	・ 障がいとは身体の一部を失っている、あるいは機能しないことをいう ・ 何らかの原因によって体の一部や脳、その他の部位などが思ったように動 かせなかったり、正常に機能することができないこと ・ 先天的もしくは好転的に発生した人体の損傷、機能停止などにより体の機 能に支障が出ること
②機能障害→活動制限	19 (22.4)	・何らかの身体機能が上手く働かずに日常生活に影響を及ぼしてしまう事 ・身体の機能が上手く働かないこと。物事を実践する際に行動の妨げとなる こと ・体の器官や組織などの機能が異常があることによって、何かしらの行動の 際に制限があること
③機能障害→健常者との比較	9 (10.6)	・日常生活が健常な人に比べ制限される様々な身体的、知的、精神的な条件・健常な体の状態に比べて、ある器官で著しく発達が遅れる、またはその器官が存在しないなどして、健常者ならできるような運動や、事柄が出来ないという状態・どこかの部位の機能が一般的なものに比べて劣っていること
④健常者との比較	15 (17.6)	 一般的な生活を送る上で正常な人よりも困難なことがある場合に「障害がある」と判断されると思う 他人とは違い劣った体を持っていること ・障害とは周りの人が当たり前のようにできることが非常に困難で出来ないこと
⑤活動制限(不自由)	14 (16.5)	・日常生活に支障がでるほど不自由がある方々 ・体を自由に動かせないこと ・日常生活において行動に制限がある状態のこと
⑥援助の必要性	4 (4.7)	・援助を必要とすること ・日常生活において不自由が生じ,他人の助けを必要とする人のこと
⑦個性	4 (4.7)	・歌うのが苦手だったり、絵を描くのが苦手な人がいるように、その分野が 苦手だなという状態 ・障害とは生きていく上で少しみんなとは違う個性を持っている人

方々」「体を自由に動かせないこと」のように 機能障害には触れずに、活動の制限、不自由の みに言及した内容を「活動制限(不自由)」と した。

⑥援助の必要性

誰かの手助けや援助を必要とするといった内容を「援助の必要性」とした。

(7)個性

機能障害があったり、活動制限が起こったり した状態ではなく、また健常者との比較もな く、「生きていく上でみんなとは違う個性を 持っている人」だという内容を「個性」とした。

①~⑥の内容は、久野が述べる個人モデルの 内容に沿ったものであった。「障害は個性だ」 とする⑦は、障害の原因と結果や、正常かどう かや、解決の方法については言及していない。 しかしながら、障害を個人の問題としている点 で、個人モデルといえる。

土田 (2017) は、障害というマイナスのイメージの言葉を「個性」というプラスのイメージで受け止められる言葉に置き換えることで、インパクトを受け手に与えていると指摘する。「個性」という回答を書いた学生は、障害を個性ととらえることで、障害者に対する偏見がないことを示そうとしているのかもしれない。しかしながら、茂木 (2003) は障害を個性とする問題点を「障害によって発生してくる困難、特別なニーズに注目させない方向へと人びとの認識を誘導し、ニーズに対応する社会的・行政的方策の立案と実施を回避する方向で役割を果たす可能性がある」と指摘している。

4. 今後の課題

障害の社会モデルの考え方は、入学間もない 歯学部第1学年学生の間に浸透していないこと が分かった。多様なニーズのある人々が平等に 社会に参加するためには、社会が変わってい く、一人一人が社会を変えていく必要がある。 医療も社会の仕組みの一つである。歯学部の学 生が将来、歯科医師として医療に従事する際に は、障害のある人々が安心して治療を受けられ るような配慮が求められ、共生社会に適した医 療人としての態度が必要となる。

細胞や諸器官の構造・機能の観点から正常と 異常を知ることは、医学を学ぶ上で、治療をする上では必要である。しかしながら、そこにと どまっていては、多様なニーズのある人に対す る医療としては不十分である。医療従事者は、 人は正常と異常に分けられる存在ではなく、人 は多様であるという視点を持ち、目の前にいる 人に合わせた対応をする必要がある。共生社会 の実現に寄与できる人材育成のためには、教員 が学生に対し、社会モデルの考え方をしっかり と伝えることが必要である。

本研究の調査実施後、「アダプテッド・スポーツ」項目の中で、障害のある人のスポーツを紹介し、社会モデルの内容について授業で扱った。学生の授業前後の変化についても今後、明らかにし、社会モデル理解促進のための教育内容および方法を検討していくことが必要である。

【注】

注)障害の社会モデルでは、正常や異常は適切な概念・用語ではないと考えられている。しかしながら、久野は個人モデルの考えを説明する際に正常という言葉を使う必要があるとして、" " をつけて使用すると説明している。

【参考文献】

- 外務省 (2019) 障害者の権利に関する条約. 2014年1月30日,
 - https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/hr_ha/page22_000899.html
- 外務省(2018)障害者権利条約パンフレット. 2018年3月,
 - https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000069541.pdf
- 久野研二 (2018) 社会の障害を見つけよう 一 人ひとりが主役の障害平等研修. 現代書館, p.14-69
- 土田耕司(2015)障害個性論の背景 「障害は個性である」という言葉の役割 川崎医療短期大学紀要,35,p.51-55
- 東京都オリンピック・パラリンピック準備局 (2021a) 大会後のレガシーを見据えた東京 都の取組. https://www.2020games.metro. tokyo.lg.jp/taikaijyunbi/torikumi/legacy/index.html (2021-8-24参照)
- 東京都オリンピック・パラリンピック準備局 (2021b) 大会後のレガシーを見据えた東京 都の取組 2020のその先へ . 2021年7月, https://www.2020games.metro.tokyo.lg.jp/979e9b616cf9c59c77d001f6ed3d323e 2.pdf
- 内閣府(2021a)障害者権利条約 我が国の条約 締結までの経緯.
 - https://www8.cao.go.jp/shougai/un/kenri_jouyaku.html(2021- 8-24参照)
- 内閣府(2012)障害者白書 平成24年版(PDF版). p.8.
 - https://www8.cao.go.jp/shougai/whitepaper/h24hakusho/zenbun/pdf/h1/1 2 02.pdf (2021-8-24参照)
- 茂木俊彦(2003)障害は個性か 新しい障害観 と「特別支援教育」をめぐって、大月書店, p.32
- ユニバーサルデザイン2020関係 閣僚会議 (2020) ユニバーサルデザイン2020行動計 画. 首相官邸, 2020年12月20日,
 - http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tokyo2020_suishin_honbu/ud2020kkkaigi/pdf/2020_keikaku.pdf